

# 郵便局活性化委員会(第10回) 事務局説明資料

---

平成30年9月13日  
郵便局活性化委員会  
事務局

## 1 郵便物に種別を設ける理由

それぞれの種類の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、第一種郵便物から第四種郵便物まで種別を設けている。

## 2 郵便物(第一種郵便物～第四種郵便物)の種別の内容

|        | 種別内容   | 大きさ                    |  | 重さ                      | 料金規制 |
|--------|--|------------------------|--|-------------------------|------|
|        |  | 最大                     | 最小   |                         |      |
| 第一種郵便物 | ○筆書した書状を内容とするもの<br>○郵便書簡<br>○第二種、第三種及び第四種に該当しないもの<br><br>※上記のうち、形状が整っていて取扱いが容易で、機械処理の可能なものは「定形郵便物」、そうでないものは「定形外郵便物」としている | 長さ60cm<br>長さ+幅+厚さ=90cm | ①円筒形又はこれに似た形のもの<br>長さ14cm、直径等3cm<br><br>②①以外<br>長さ14cm、幅9cm<br><br>上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可 | 4kg以下                   | 事前届出 |
| 第二種郵便物 | ○郵便葉書(通常葉書及び往復葉書)  |                        |  | —                       | 事前届出 |
| 第三種郵便物 | ○毎年4回以上発行する定期刊行物で、日本郵便株式会社の承認を受けたもの(例:日刊、週刊、旬刊又は月刊等の新聞紙又は雑誌など)   |                        |  | 1kg以下                   | 認可   |
| 第四種郵便物 | ○通信教育                      ○盲人用点字郵便物等<br>○農産物種子等                  ○学術刊行物   |                        |  | 1kg以下<br>(盲人用郵便物は3kg以下) | 認可   |

## 3 国際郵便物

万国郵便条約及び施行規則上、日本郵便は以下の国際郵便サービスを提供することが義務付けられている。  
通常郵便物(書状2kg以下、点字:7kg以下等。サイズは国内郵便物と同じ)、小包20kg以下  
また、同社は任意のサービスとして30kg以下の小包を引き受ける他、EMS(30kg以下)を提供している。

## 4 郵便物の特殊取扱

郵便法上、日本郵便は書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達の5種類の特殊取扱を提供することが義務付けられている。他、任意の特殊取扱として速達、代金引換郵便、年賀特別郵便等がある。

郵便サービスの引受等に関して、日本郵便の業務の管理に関する規程の認可条件等として郵便法等に以下の事項に関する規定が置かれている。

|    | 規定の概要  |
|----|--|
| 引受 | <p><b>【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】</b>＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第2項(郵便業務管理規程の認可基準)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政公社法施行時(平成15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本)</li> <li>・各市町村等内に満遍なく設置すること</li> <li>・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること</li> </ul>                |
|    | <p><b>【郵便局の設置】</b>＜日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条第1項～第3項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として各市区町村に最低一箇所以上郵便局を設置すること</li> </ul>   |
| 料金 | <p><b>【全国均一料金でなるべく安い料金】</b>＜郵便法第67条、施行規則第23条＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料金の事前届出制(第三種、第四種郵便物の料金は認可制)</li> <li>・最軽量(25g以下)の場合については、82円以下の料金</li> </ul>   |
| 配達 | <p><b>【週6日 原則1日1回の配達】</b>＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第3項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと</li> </ul>   |
|    | <p><b>【(差し出された日から)原則3日以内に送達】</b>＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第5項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内</li> <li>▶上記以外の離島 5日以内</li> </ul> </li> </ul> |
|    | <p><b>【全国あまねく戸別(あて所)配達】</b>＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第3項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の方法により配達できない交通困難地(冬期の山小屋など、日本郵便株式会社が別に定める地域)あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること</li> </ul>  |

- 日本郵便株式会社は、その目的を達成するための業務のほか、業務に支障の無い範囲で他の業務を行うことができる。(日本郵便株式会社法第4条第3項)
- 上記の業務を営もうとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。(同条第4項)

## 届出業務の例

1. 金融商品仲介業務
2. 宝くじ販売業務
3. 損害保険代理業務
4. カタログ販売業務
5. 店頭物販業務
6. 不動産業務
7. 店頭広告業務
8. 国内貨物運送業務
9. ひまわりサービス業務
10. 広告業務
11. みまもりサービス業務
12. 太陽光発電業務
13. デジタルメッセージサービス業務
14. 荷物の一時預かりサービス業務

## 会社の目的達成のための業務の例

## 郵便窓口業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便物の交付
- 3 郵便切手等の販売

## 銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

## 保険窓口業務

- 1 普通終身保険及び特別終身保険の保険募集
- 2 普通養老保険及び特別養老保険の保険募集
- 3 1及び2に係る満期保険金及び生存保険金支払い請求の受理

## その他の業務

- 1 お年玉付き郵便葉書等の発行
- 2 地方自治体の特定の事務の受託

- 郵便事業については、荷物と郵便の収支を合算して黒字になれば良いというものではなく、郵便サービス単独で収支が相償していることが郵便法上求められている。

(参考)

○郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

第一条(この法律の目的) この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第三条(郵便に関する料金) 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

## 総務大臣の認可

郵便の業務は、通信の秘密の維持等のため、適正確実に行われることが担保される必要があり、別に法律※で定めるものの以外の郵便の業務の委託について、認可制としている。

※郵便物運送委託法、郵便切手類販売所等に関する法律、簡易郵便局法

## 1 郵便法に基づき個別に認可を受けて委託するもの

下記2①～③以外の業務を委託する場合、その受委託契約関係の適正性を担保するとともに、受託者が行う郵便の業務の信頼性を確保するために、(i)当該委託を必要とする特別な事情があること、(ii)受託者が当該業務を行うのに適している者であることの要件を満たすと認められる場合、認可を受けて委託できることとしている。

(注)

- ・ 申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合は、一括して行うことが可能。
- ・ 郵便の業務ではない施設管理業務(例:清掃作業等)や郵便物そのものを扱わない業務は本件認可の対象として含まれない。
- ・ 郵便の業務であっても、何らの判断を要しない機械的な業務はこれに含まれず、認可を受けることなく外部に委託することができる。

## 2 別の法律の定めるところにより委託するもの

次の①～③の業務については、定型的な業務であり、多数の者に委託することが想定され、別に法律で定めるところにより、総務大臣の認可を受けて定める基準(委託基準)に従って委託できることとしている。

- ①運送業務(取集、運送及び配達)・・・郵便物運送委託法
- ②郵便切手類の販売及び印紙の売りさばき業務・・・郵便切手類販売所等に関する法律
- ③郵便窓口業務(郵便局における郵便窓口業務及び印紙の売りさばき業務)・・・簡易郵便局法(平成24年9月30日までは「郵便窓口業務の委託等に関する法律」)

## ○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(業務の委託)

**第72条** 会社は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
- 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

## ○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(業務の委託の認可申請)

**第33条** 会社は、法第七十二条第一項の規定により郵便の業務の委託の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 受託者の氏名及び住所
- 二 委託しようとする郵便の業務の内容
- 三 委託しようとする期間
- 四 委託を必要とする理由
- 五 その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 委託契約書の写し
- 二 委託の実施方法に関する細目その他必要な事項を記載した書類

3 第一項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

## ○郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)

(契約)

第三条(略)

2 会社は、前項本文の規定により郵便物の運送等を委託する場合には、総務大臣の認可を受けて定める基準に従ってしなければならない。

## ○郵便切手類販売所等に関する法律(昭和24年法律第91号)

(郵便切手類の販売等の委託)

第二条 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者(以下「郵便切手類販売者」という。)を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

2 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、営利を目的としない法人のうちから印紙の売りさばき人(次項に規定する印紙の売りさばき人を除く。)を選定し、印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

3 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人で営利を目的としないものうちから、印紙のうち自動車重量税印紙のみを売りさばく印紙の売りさばき人を選定し、当該印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

## ○簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)

(委託契約)

第六条 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、第四条第一項に規定する者と会社の指定する場所において委託業務を行う契約(以下「委託契約」という。)を締結しなければならない。

## ○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。



- 郵政民営化以後、日本郵便株式会社が、法第72条の適合基準をもとに、総務大臣の認可を受けて郵便業務を委託している事例として、以下のようなものが挙げられる。

| 委託事例   | 特別な事情・受託者  | 認可基準                               |
|--|--|------------------------------------|
| 1 離島における郵便内務事務・引受業務の委託<br>(平成19年10月1日認可)<br>(平成20年2月27日認可) | ○ 郵政民営化後、離島に置く郵便事業株式会社の事業所に社員を配置し、又は郵便局株式会社に委託するよりは、現に当該地域において郵便物の配達等を委託している者に委託する方が合理的、経済的であるため<br>○ 受託者 離島で、現に郵便物配達等の業務を行っている者 | ・法第72条<br>・郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条(当時) |
| 2 コンピュータ郵便の作成業務の委託<br>(平成24年1月13日認可)                       | ○ 通信文のデザインレイアウトや高速印刷機等の高度な電子情報処理、専門的技術を必要とする業務を委託する方が、自社で行うよりも合理的、経済的であるため<br>○ 受託者 JPビズメール(株)                                   | ・法第72条                             |
| 3 離島における郵便内務事務・引受業務の委託<br>(平成26年3月27日認可)                   | ○ 平成19年10月1日に認可を受けた受託者が交代するため<br>○ 受託者 多良間島在住の個人   | ・法第72条                             |
| 4 離島における郵便内務業務等の委託<br>(平成27年8月7日認可)                        | ○ 父島内の郵便物の取集・運送・配達の業務を受託している者に郵便物の局外引受等の内務作業を委託<br>○ 受託者 (有)フローラ   | ・法第72条                             |